二　通所給付費等単位数表第２の１の医療型児童発達支援給付費の注２の⑴及び注３の厚生労働大臣が定める障害児の数の基準及び営業時間の時間数の基準並びに所定単位数に乗じる割合

イ　指定医療型児童発達支援事業所（指定通所基準第五十六条第一項に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）の障害児の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乗じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

厚生労働大臣が定める障害児の数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乗じる割合
指定医療型児童発達支援事業所の障害児の数が次の⑴又は⑵に掲げる利用定員の区分に応じ、それぞれ㈠又は㈡に定める場合に該当する場合 ⑴　過去三月間の障害児の数の平均値が、次の㈠又は㈡のいずれかに該当する場合 ㈠　利用定員が十一人以下　利用定員（指定通所基準第六十三条に規定する運営規程に定められている利用定員をいう。以下この号において「利用定員」という。）の数に三を加えて得た数を超える場合 ㈡　利用定員が十二人以上　利用定員の数に百分の百二十五を乗じて得た数を超える場合 ⑵　一日の障害児の数が、次の㈠又は㈡のいずれかに該当する場合 ㈠　利用定員が五十人以下　利用定員の数に百分の百五十を乗じて得た数を超える場合 ㈡　利用定員が五十一人以上　利用定員の数から五十を控除した数に百分の二十五を乗じて得た数に二十五を加えた数を超える場合	百分の七十

ロ　指定医療型児童発達支援事業所又は指定医療機関（法第六条の二第三項に規定する指定医療機関をいう。以下同じ。）の営業時間の時間数が次の表の上欄に掲げる時間数の基準に該当する場合については、所定単位数に乗じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

厚生労働大臣が定める営業時間の時間数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乗じる割合
指定医療型児童発達支援事業所又は指定医療機関の営業時間の時間数が次の⑴又は⑵のいずれかに該当する場合 ⑴　指定医療型児童発達支援事業所の場合にあっては指定通所基準第六十三条に規定する運営規程に定められている営業時間が四時間を満たしていないこと。 ⑵　指定医療機関の場合にあっては指定医療型児童発達支援を行うのに要する１日当たりの標準的な時間数が四時間を満たしていないこと。	百分の八十

三　通所給付費等単位数表第３の１の放課後等デイサービス給付費の注５の⑴及び注６の厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数の基準並びに所定単位数に乗じる割合

イ　指定放課後等デイサービス事業所（指定通所基準第六十六条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。以下同じ。）又は基準該当放課後等デイサービス事業所（放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援を行う事業所をいう。以下同じ。）（以下「指定放課後等デイサービス事業所等」と総称する。）の障害児の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乗じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

厚生労働大臣が定める障害児の数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乗じる割合
指定放課後等デイサービス事業所等の障害児の数が次の⑴又は⑵のいずれかに該当する場合 ⑴　過去三月間の障害児の数の平均値が、次の㈠又は㈡に掲げる利用定員（指定放課後等デイサービス事業所の場合にあっては指定通所基準第六十九条に規定する運営規程に定められている利用定員を、基準該当放課後等デイサービス事業所の場合にあっては第二百六十九号告示第八号ロ⑴㈣に基づく利用定員をいう。以下この号において「利用定員」という。）の区分に応じ、それぞれ㈠又は㈡に定める場合に該当する場合 ㈠　利用定員が十一人以上　利用定員の数に三を加えて得た数を超える場合 ㈡　利用定員が十二人以上　利用定員の数に百分の百二十五を乗じて得た数を超える場合 ⑵　一日の障害児の数が次の㈠又は㈡に掲げる利用定員の区分に応じ、それぞれ㈠又は㈡に定める場合に該当する場合 ㈠　利用定員が五十人以下　利用定員の数に百分の百五十を乗じて得た数を超える場合 ㈡　利用定員が五十一人以上　利用定員の数から五十を控除した数に百分の二十五を乗じて得た数に二十五を加えた数を超える場合	百分の七十

ロ　指定放課後等デイサービス事業所等の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合については、所定単位数に乗じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乗じる割合
指定放課後等デイサービス事業所等の従業者の員数が次の⑴又は⑵のいずれかに該当する場合 ⑴　指定放課後等デイサービス事業所の場合にあっては指定通所基準の規定により置くべき指導員若しくは保育士又は児童発達支援管理責任者の員数を満たしていないこと。（児童発達支援管理責任者の員数については、指定通所基準附則第二条の規定により、適用しない場合も含む。） ⑵　基準該当放課後等デイサービス事業所の場合にあっては第二百六十九号告示第八号ロ⑴㈠又は㈡の基準を満たしていないこと。	百分の七十